

厚生労働省発職 1220 第 8 号
令和 6 年 12 月 20 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

「高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）実施要領」
の改正について

高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）については、平成 12 年 6 月 12 日付け労働省発職第 124－2 号「高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）の実施について」の別紙「高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）実施要領」（以下「実施要領」という。）によるほか、平成 12 年 6 月 12 日付け職発第 430－2 号「高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）の実施について」に基づき推進しているところであるが、今般別添のとおり実施要領を改正し、本日より適用することとしたので、改正後の実施要領に基づき、引き続きシルバー人材センター事業の推進に遺漏なきを期されたい。

また、シルバー人材センター連合及び関係地方公共団体への周知をお願いする。

新旧対照表

改 正 後	現 行
(別紙) 高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）実施要領 1 (略) 2 実施主体 (略) なお、シルバー連合は、その会員である高齢法第37条第1項に基づき指定を受けていたシルバー人材センター及びシルバー人材センターと同様の事業を行っている<u>一般社団法人若しくは一般財団法人又は法人格なき社団</u>（シルバー連合の活動拠点）を通じてシルバー事業を実施することができるものとする。 3 (略) 4 対象者 原則として60 歳以上の高年齢者であって、<u>高齢法第45条において準用する同法第38条第1項第1号若しくは第2号の就業又は同項第4号に基づきシルバー連合が実施する労働者派遣事業による就業を希望するものとする。</u> 5 シルバー事業の内容 (略) 高齢法第 45 条において準用する同法第 38 条第 1 項第 1 号の業務は、<u>高年齢者の能力及び希望等に応じて、有償の請負契約又は委任契約により、地域に密着した仕事を提供するものである。</u> (略) 6 (略) 7 その他 (1) 本実施要領は、<u>令和 6 年12月20日</u>から適用する。 (2) (略)	(別紙) 高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）実施要領 1 (略) 2 実施主体 (略) なお、シルバー連合は、その会員である高齢法第37条第1項に基づき指定を受けていたシルバー人材センター及びシルバー人材センターと同様の事業を行っている<u>民法（明治29年法律第89号）第34条の法人又は法人格なき社団</u>（シルバー連合の活動拠点）を通じてシルバー事業を実施することができるものとする。 3 (略) 4 対象者 原則として60 歳以上の<u>健康な</u>高年齢者であって、<u>高齢法第38条第1項第1号若しくは第2号の就業又は同項第4号に基づきシルバー連合が実施する労働者派遣事業による就業を希望するものとする。</u> 5 シルバー事業の内容 (略) 高齢法第45条において準用する同法第38条第1項第1号の業務は、<u>高年齢者にふさわしい地域に密着した仕事を有償の請負契約又は委任契約により引き受け、これを高年齢者に対して、その能力、希望等に応じて有償の請負契約又は委任契約により提供し、仕事の内容と実績に応じて報酬を支払うものである。したがって、発注者に対して適切に仕事を完成させる義務を負うのはシルバー連合である。</u> (略) 6 (略) 7 その他 (1) 本実施要領は、<u>平成28年 4 月 1 日</u>から適用する。 (2) (略)